

高松市監査委員告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成12年11月24日

高松市監査委員 吉田正己
同 松山浩治

第1 監査の概要

1 監査の対象および期間等

(1)対象団体	(2)対象事務	(3)監査期間
高松市民のねがい推進協議会	平成11年4月1日から平成12年3月31日までに執行した事務および平成12年4月1日から平成12年8月31日までに執行した事務	平成12年9月1日から平成12年10月10日まで

2 監査の方法

監査対象団体から関係書類等の提出を求めるとともに説明を聴取し、次の項目について監査した。

- (1) 補助金等は、交付目的にそって効果的に使用されているか。
- (2) 補助金等の係る経理は、適正に行われているか。
- (3) 出納その他の事務が適切に処理されているか。

第2 高松市民のねがい推進協議会の概要および監査の結果

1 事業概要

高松市民のねがいの有効かつ適切な実践活動の企画立案とこれを広く市民生活の中に浸透させ、いっそう豊ですみよいまちづくりを推進する。

2 組織

(1) 役員

会長1人(定数1)、副会長3人(定数3)、理事9人(定数11)、監事2人(定数2)

(2) 委員

高松市連合自治会連絡協議会会員および高松市民のねがい推進協議会の目的に賛同する各種団体の代表

(3) 代議員

定数43人。高松市連合自治会連絡協議会会員および高松市民のねがい推進協議会の目的に賛同する各種団体の代表のうちから、総会で選出。

(4) 事務局

高松市市民生活課内に設置

3 高松市からの助成状況

(1) 平成11年度補助金(実績)

3,150,000円

(2) 平成12年度補助金(平成12年8月31日現在交付決定額)

5,150,000円

(3) 出納その他の事務が適切に処理されているか。

4 収支の状況等

(1) 平成11年度

(単位：円，%)

歳入			
科目	予算現額	収入済額	収入率
補助金	3,150,000	3,150,000	100.0
繰越金	2,000	2,627	131.4
雑収入	1,000	938	93.8
合計	3,153,000	3,153,565	100.0

歳出			
科目	予算現額	支出済額	執行率
事業費	1,778,000	2,217,962	124.7
会議費	359,000	132,630	36.9
調査研究費	504,000	394,720	78.3
謝礼金	8,000	8,000	100.0
賃金	201,000	185,844	92.5
負担金	100,000	65,000	65.0
事務費	195,000	140,074	71.8
予備費	8,000	-	-
合計	3,153,000	3,144,230	99.7

収入済額合計と支出済額合計の差9,335円は翌年度へ繰り越している。

(2) 平成12年度(平成12年8月31日現在)

(単位：円，%)

歳入			
科目	予算現額	収入済額	収入率
補助金	5,150,000	3,000,000	58.3
繰越金	9,000	9,335	103.7
雑収入	1,000	-	-
合計	5,160,000	3,009,335	58.3

歳 出			
科目	予算現額	支出済額	執行率
事業費	919,000	-	-
20周年記念事業費	3,000,000	-	-
会議費	287,000	136,551	47.6
調査研究費	479,000	323,820	67.6
謝礼金	8,000	-	-
賃金	190,000	85,266	44.9
負担金	44,000	44,000	100.0
事務費	193,000	67,575	35.0
予備費	40,000	-	-
合 計	5,160,000	657,212	12.7

5 監査の結果

監査の結果、補助金の使途および経理事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が見受けられたので、その事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

6 改善を要する事項

高松市から高松市民のねがい推進協議会に対する補助金の支出事務において、支出側である高松市市民生活課の出納事務と受入側である高松市民のねがい推進協議会の出納事務を同一職員が行っており、内部牽制組織上、問題があるので、事務分掌を改善されたい。

戻る
